



環境アセスメントに関する 縦覧等のお知らせ

平成19年3月30日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき「(仮称)中幸町マンション建設計画に係る事後調査報告書(工事中)」の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	東京都渋谷区恵比寿南三丁目7番4号 株式会社モリモト 代表取締役社長 森本浩義
	指定開発行為の名称	(仮称)中幸町マンション建設計画
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設(第2種行為) 住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区中幸町三丁目26番24号ほか 区域面積:4,283.61㎡
	指定開発行為の目的	集合住宅の建設
	指定開発行為の内容	主な土地利用計画:計画建物1,503.34㎡、植栽地1,277.02㎡、通路・広場等1,198.87㎡、 主な建築計画:延べ面積約49,179㎡、建物階数地上38階地下2階、最高高さ130.87m、計画戸数370戸、計画人口1,124人
	環境影響評価の手続経過	平成17年10月19日 条例環境影響評価準備書公告 平成18年1月6日 条例環境影響評価見解書公告 平成18年6月7日 条例環境影響評価書公告
事後調査の項目等	建設機械の稼働に伴う大気質濃度及び騒音レベル	
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成19年3月30日(金)から 平成19年5月1日(火)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	幸区役所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none">縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し意見書を提出することができます。提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成19年5月1日 (郵送の場合は、平成19年5月1日消印有効) 提出先:川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm